

シンポジウム
「ドメイン名紛争の解決-JP-DRP制定25年」

個人の名前
「DAIMON-MIKISHI.JP」事件
(JP2024-0002)

DRP検討委員会 委員長 井上 葵
(アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士)
2026年1月23日

1. 事実概要

- 申立人は、参議院議員として活動していた間、申立人の氏名をローマ字で表記した「DAIMON MIKISHI」からなる「DAIMON-MIKISHI.JP」(本件ドメイン名)を使用してホームページを開設
- 申立人の主張によれば、
 - ✓ 登録者は、2022年11月から2023年1月頃までの間に、本件ドメイン名の登録を行い、同ドメイン名を使用して、申立人になりました偽のホームページを開設
 - ✓ 本件ホームページでは、申立人のカジノ誘致反対の主張とは反対に、申立人がオンラインカジノを推奨するために本件ホームページを作成し、および、申立人がカジノを推奨すべきとの意見を表明しているとの事実が摘示
- 登録者によって答弁書は提出されなかった

2. 裁定要旨

結論：申立人へのドメイン名の移転を命令

(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性(第1要件)

「JPドメイン名紛争処理方針の『商標その他の表示』には、商標や商号のみならず、『人の業務に係る氏名』も含まれるところ、『DAIMON-MIKISHI.JP』の『.JP』以外の部分は、申立人の氏名を単にローマ字書きしたものにすぎず、申立人の業務に係る氏名と同一又は極類似のものである。」

2. 裁定要旨

(1) 同一又は混同を引き起こすほどの類似性(第1要件)(続き)

「政治家にとって氏名は、選挙、政治活動、その他の活動において、商品やサービスについての商標以上に重要なものである。」「申立人の氏名は国内でも多いとはいえず、申立人が元国会議員であって知名度も高いため、申立人の氏名との混同の可能性も高い。」

→「登録者のドメイン名は申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似している」

2. 裁定要旨

(2) 権利または正当な利益(第2要件)

「登録者は、『DAIMON-MIKISHI.JP』に関する権利または正当な利益を有しているということについて何ら答弁していない。」

「登録者の登録情報は、実在しない登録名、住所、電話番号及びファクシミリ番号等が記載されている。すなわち、登録情報自体が虚偽のものである。」

→「結論として、登録者がドメイン名に関する権利または正当な利益を有しているということの立証がない。」

2. 裁定要旨

(3) 不正の目的での登録または使用(第3要件)

「登録者のドメイン名は、『DAIMON-MIKISHI.JP』であり、このドメイン名は、申立人が過去実際に使用していたドメイン名である。この『DAIMON-MIKISHI』は、申立人の氏名をローマ字読みしたものにすぎない。」

「申立人の氏名は国内でも多いとはいえず、申立人が元国會議員であって知名度が大きいことも考慮すれば、第三者が『DAIMON-MIKISHI.JP』をみれば、申立人が当該ドメイン名を登録・使用しているものと混同する可能性が極めて大きい。」

2. 裁定要旨

(3) 不正の目的での登録または使用(第3要件)(続き)

「登録者が本件ドメインを使用する目的は、申立人の主張するカジノ誘致反対とは正反対の、オンラインカジノの推奨であり、ドメイン名登録を更新しなかったことを奇貨とした、申立人であることを偽った悪質ななりすましであり、申立人の名誉を棄損し、偽計をもって申立人の業務を妨害するものである。」

→「これらの事情を総合すると、登録者による『DAIMON-MIKISHI.JP』の登録及び使用は、不正の目的に基づくものということができる。」

3. 検討

(1) 本件の特徴

- JP-DRPにおいて、個人の名前について、いかなる場合に方針第4条a(i)の「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示」に該当することになるかは、必ずしも明らかではない
- 本件は、(商標登録されていない)政治家の氏名について、JPドメイン名紛争処理方針第4条a(i)の「申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示」に該当するとした上で、方針第4条a(i)から(iii)に定める要件のすべてに該当するとしてドメイン名の移転を認めた点において特徴がある

3. 検討

(2) UDRPにおけるアプローチ

- UDRPにおける申立ての第1要件である、統一ドメイン名紛争処理方針第4節のa. 適用対象となる紛争(i)は、登録者のドメイン名が、申立人が権利を有する**商標**(trademark or service mark)と、同一(identical)または混同を引き起こすほどに類似(confusingly similar)していることを要件の一つとして規定
- 第2次WIPOインターネットドメイン名プロセス(調査)において、**個人名(Personal Names)の保護**について検討するも、最終報告書では、UDRPに、現在規定されているものよりも広範な個人名の保護を規定するための変更は加えるべきではないとした

3. 検討

(2) UDRPにおけるアプローチ(続き)

□ WIPO Jurisprudential Overview 3.0

「1.5.2 UDRPは、商標として登録されていない又はその他の方法で保護されていない個人名について当事者適格を明示的に認めていない。しかし、個人名が取引又は商業上で商標のような識別子として使用されている状況では、申立人は、当該名前が申立人の商品又はサービスの顕著な識別子として商業上使用される場合にUDRPの申立てを提起する当事者適格を得るために、その名前について**未登録又はコモンロー上の権利を立証できる可能性がある。**」

3. 検討

(3) 方針第4条a(i)作成の経緯をふまえた検討

- 方針第4条a(i)はUDRPとは異なる文言を採用しており、「商標」の存在を必須とはしていない。また不正競争防止法2条1項1号、2号における「商品等表示」の概念も導入しなかった
→方針第4条a(i)の「商標その他の表示」について政治家の氏名をどのようにとらえるかは、少なくとも規定の文言上は個別のパネルの判断に委ねられている状況にあると考えられる
- 本件は政治家の氏名が方針第4条a(i)における「商標その他の表示」に該当するかどうかについて一つの解釈方法を示したもの

ご清聴ありがとうございました。